

平成29年11月30日

第 1 2 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：平成29年11月30日（火） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

- 議案第 58 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 59 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 60 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 61 号 非農地証明申請について
- 議案第 62 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の照明申請について
- 議案第 63 号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて
- 議案第 64 号 農用地利用配分計画（案）について

### 報告事項

- 第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

### その他

### 出席委員

- |      |        |      |       |      |       |      |       |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 生田 政行  | 2 番  | 横段 登  | 3 番  | 池田 勝憲 | 4 番  | 倉本 寛  |
| 5 番  | 水場 守信  | 6 番  | 向井 幸弘 | 7 番  | 林 武彦  | 8 番  | 亀山 博司 |
| 9 番  | 今井 満   | 10 番 | 上田 勝則 | 11 番 | 長迫 秀  | 12 番 | 本末 満  |
| 13 番 | 灰原 松二  | 14 番 | 大道 正孝 | 15 番 | 秋光 貴志 | 16 番 | 土井 光弘 |
| 17 番 | 西田 小百合 | 18 番 | 石田 尚則 |      |       |      |       |

### 欠席委員

- 19 番 北村 正次

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午後2時)

議長(横段) : 本日、北村会長が公務出張のため、会長職務代理者の横段が議長を務めます。ご協力をお願いします。

それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成29年第12回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、9番 今井委員、10番 上田委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、19番 北村委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。事前に議案書とともに、「資料1 農用地利用配分計画」を送付しています。また、本日、「平成29年度広島県農業再興シンポジウム」の開催の案内、「JAくれだより」第59号、「JA広島ゆたか広報」第123号、また、農業委員会手帳を配付しています。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番と2番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で731㎡の第2種農地です。

2番の申請地は、苗代町字上条〇〇〇番、地目は畑、面積は229㎡の第2種農地です。

申請の事由は、1番は、譲渡人は譲渡地への農業用機械の利用が困難であり、かつ労力不足で耕作困難なため、譲受人の要望により譲渡するもので、譲受人は自宅に近接しかつ自作地に隣接する譲受地を購入し、農業経営の規模拡大を図るものです。2番は、譲受人は

高齢で労力不足のため、譲受人の要望により譲渡するもので、譲受人は自作地に隣接する譲受地を購入し、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜、花き、果樹の栽培を行う予定です。

経営面積は、83アールありますので、旧昭和村地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番生田です。写真のとおり、現地はきれいにされている。また、譲受人は積極的に規模拡大を図り野菜等を作っている。任せられ、認めてよいと思う。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、蒲刈町大浦字殿河内〇〇〇番〇、地目は畑、面積は63㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで16アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長迫委員：11番長迫です。隣地が譲受人の自宅であり、その隣の畑で野菜を作付けするもので、何ら問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、蒲刈町大浦字吹場〇〇〇〇番〇ほか2筆、地目は畑、面積は合計で1,021㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、新規就農するものです。

営農計画は、柑橘及び野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、申請地だけで10.2アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番灰原です。きれいに整地されており問題ない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊町久比字越地〇〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は合計で505㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は諸般の事情により耕作困難なため、姉に所有権を移転するもので、譲受人は弟である譲渡人の要望により申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、利用権設定による借入地25.9アールと今回の申請分5.05アールを合わせますと30.95アールありますので、豊町久比地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

土 井 委 員：16番土井です。申請人の関係は姉弟で、弟は広島に住んでいるが、10年以上前から田を借りるなどしており、実際にこの園地も管理している。週末には戻って耕作している。この園地では、柿とか野菜を作っており、何ら問題はない。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町東2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,081㎡の第2種農地です。

転用目的は、駐車場として利用するものです。

規模等は、駐車場40区画を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番今井です。長年造船所の駐車場として利用されてきたもので、現状を見て問題は無い。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広両谷2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は45㎡の第2種農地です。

申請地は、戦時中に旧海軍省が買収したもので、現在の所有者は財務省、中国財務局です。

転用目的は、申請地を購入し墓地として利用しようとするものです。

しかしながら、写真のとおり、既に墓地として利用されているため、農地法に基づく手続

きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「墓地、埋葬等に関する法律」による墓地経営許可について呉市保健所に申請済みで、許可できる状態にあると呉市保健所に確認しています。

このほかの、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

なお、本件は、「墓地、埋葬等に関する法律」の墓地経営許可にあわせて許可することとしています。

また、議案第61号の2番の非農地証明申請においても同様の案件がありますが、農地のかい廃理由、墓地が設置された日と「農地法」、「墓地、埋葬等に関する法律」の施行日等により、5条許可と、非農地証明と取り扱いを変えています。本件については、平成5年7月頃の墓地建立で、「墓地、埋葬等に関する法律」の許可が必要な案件であるとのことです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番生田です。現状すでに墓地となっており、やむを得ない。皆様方のご審議お願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は「墓地、埋葬等に関する法律」の墓地経営許可にあわせて許可することと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は「墓地、埋葬等に関する法律」の墓地経営許可にあわせて許可することと決定します。

議 長：2番と3番は、譲受人及び転用目的が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、柝原町字西谷〇〇〇番〇、地目は田、面積は748㎡の第2種農地で、賃貸借による権利の設定を行うもので、

3番の申請地は、柝原町字西谷〇〇〇番〇、地目は田、面積は511㎡の第2種農地で、売買による所有権移転を行うものです。

転用目的は、隣接地で福祉施設、保育園等を運営する社会福祉法人が、従業員用の駐車場として利用しようとするものです。

しかしながら、写真のとおり、既に駐車場として利用されているため、農地法に基づく手

続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番生田です。写真のとおり多くの車が駐車している。やむを得ない事案と思う。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番と3番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番と3番は許可と決定します。

議 長：4番と5番は、譲受人及び転用目的が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町西4丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,134㎡の第2種農地です。

5番の申請地は、川尻町西4丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は309㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、4番については使用貸借による権利の設定、5番については所有権を移転するものです。

規模等は、発電容量49.5kw、太陽光パネル288枚を設置する計画です。

関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。

その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番今井です。排水路もしっかり確保した計画となっており、のり面も修復されている。太陽光発電設備用地として使用することに特に問題はない。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、4番と5番は許可と決定してご異議ありませんか。



議 場：異議なし。

議 長：それでは、4番と5番は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、川尻町才野谷〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,767㎡の第2種農地です。

転用目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、駐車場25区画を整備する計画です。

しかしながら、平成19年頃に駐車場用地として造成したため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番今井です。すでに造成等がされているが、水路も大きなものがある。周辺農地に支障はない。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町中央北2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は179㎡の第2種農地です。

転用目的は、事務所及び駐車場として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。

規模等は、平家建事務所1棟及び駐車場6区画を整備する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に事務所及び駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上田委員：10番上田です。安浦駅裏の住宅団地の一角で、すでに事務所等として利用されている。区画整理区域内の農地で問題ない。ご審議お願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：8番について事務局の説明をお願いします。

事務局：8番の申請地は、下蒲刈町下島字岡谷〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は269㎡の第2種農地です。

転用目的は、譲受人は個人で建設資材販売業をしており、資材置場用地として利用するため所有権を移転するものです。

規模等は、重機、大型トラックの駐車場3区画分、倉庫1棟及び石材、碎石、砂等の建設資材置場30㎡分を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

また、農振農用地区域の指定除外については、8月の農業委員会総会にて協議済みで、平成29年11月22日付けで公告済みとなっています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長迫委員：11番長迫です。譲受人はイチゴ園をしているが、イチゴ狩りの来客用の駐車場が不足しているため、申請地に自分の機械を移して、来客用の駐車場を確保しようとするものです。問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：9番について事務局の説明をお願いします。

事務局：9番の申請地は、蒲刈町大浦字吹揚〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で318㎡の第2種農地です。

転用目的は、住宅及び駐車場用地として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、2階建住宅1棟、駐車場2区画分及び庭敷を整備する計画です。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

また、農振農用地区域の指定除外については、8月の農業委員会総会にて協議済みで、平成29年11月22日付けで公告済みとなっています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番灰原です。さきほどの3条の農地の許可案件の北に農家住宅を建てるというものです。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：つぎに、議案第61号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、的場4丁目〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で1,147㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成10年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番池田です。平成10年頃以降かい廃し約20年が経過し、雑木も多く、笹も茂っており、農地への復元は困難でありやむを得ないと判断した。慎重な審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定します。

議長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、広町字津江迫〇〇〇〇番〇、地目は畑、現況は墓地、面積は68㎡

の第2種農地です。

これは、議案第60号の1番と同様の案件であり、申請地は、戦時中に旧海軍省が買収したもので、現在の所有者は財務省、中国財務局ですが、買収前の目的に使用するというこ  
とで、買収前の所有者、相続人の使用を認め、貸し付けを行っているものです。

申請地は、墓石に明治10年と記されており、戦前より墓地として使用されてきたと判断  
され、墓地として証明を受けようとするものです。

なお、申請地については、墓地への地目変更後、現在の墓地管理者に対し売り払いされる  
予定です。

なお、「墓地、埋葬等に関する法律」については、法律施行前の墓地であり、「許可した  
ものとみなされる」墓地で、手続き不要であるとの呉市保健所の連絡を受けています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番生田です。事務局の説明のとおり、どうしようもない。やむを得ない案件である。  
ご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、豊浜町大字斎島字柳ヶ浦〇〇〇番ほか12筆、地目は畑、現況は山林  
及び原野、面積は合計で1,971㎡の第2種農地です。

申請の事由は、昭和55年頃耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付のう  
え、山林及び原野として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：13番灰原です。斎島には13人くらいしか住んでおらず、ほとんどの農地が山林、原  
野となっている。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議長：つぎに、議案第62号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：議案第62号については、記載の農地について、相続人が相続税の納税猶予の特例の適用を受けるとして呉税務署に申告したものです。

この制度は、特例が適用される農地の一定部分の相続税額の納税を猶予し、相続人が相続税の申告期限の翌日から20年間、農地を引き続き耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されるものです。

この制度は、「租税特別措置法」により定められている制度です。この納税猶予の制度を受けするためには、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要がありますが、平成17年3月31日以前の相続については、特例適用農地の全てを担保に提供する場合、この届出が不要とされていました。この取り扱いが、平成17年度税制改正により、平成17年4月1日以降の相続については、すべてについて3年ごとの継続届出書の提出が必要となりました。

この継続届出書に添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

1番の調査地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇ほか6筆、地目は田、面積は特例農地の適用を受ける農地面積の合計で4,516㎡の、第3種農地です。

平成23年2月12日に母が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、写真のとおり、水稻の刈り入れが終了した状態で、農地として適切に管理されていました。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

池田委員：3番池田です。7筆、4反5畝の田で、うるち米のヒノヒカリを作付けされている。申請者は66才で元気であり、何ら支障はない。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおり証明と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおり証明と決定します。

議長：つぎに、議案第63号「農地法第3条の規定による許可の取消願いについて」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番については、平成29年11月20日付けで、農地法第3条の規定による許可処分

の取消願の提出がありましたので、審議を求めるものです。

これは、平成29年10月に開催された農業委員会総会において審議され、平成29年10月31日付け呉農委指令第54号で許可した案件ですが、その後、譲受人より譲渡人に対し、諸般の事情により耕作が困難となった旨の申出があり、双方協議のうえ、取消願いが提出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は承認と決定します。

(農地中間管理機構及び呉市農林水産課職員着席)

議 長：つぎに、議案第64号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：「資料1 農用地利用配分計画」について説明します。

この議案は、平成26年度から始まった「農地中間管理事業」に関連するものですので、初めに事業内容と取組状況について説明します。

農地中間管理事業は、耕作をすることが難しく農地を貸したい出し手と、規模拡大または効率化を図りたい受け手の情報を、公的機関がとりまとめることにより、面的にまとまった形で貸し借りが行われるよう仲介する農地の貸し借りの仕組みです。

広島県での取組状況は、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構の指定を受け、中間管理事業に関する業務を行っています。

議案として提出している「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案です。この

「農用地利用配分計画」を策定するにあたり「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものです。今回の農業委員会からの意見聴取を受け、農地中間管理機構と農地の受け手との間で利用権設定を行うための「農用地利用配分計画」を農地中間管理機構が策定し、広島県知事の許可を受けることになっています。

それでは、内容について説明します。

「資料1 農用地利用配分計画」の2ページの各筆明細の表をご覧ください。

先月の第11回農業委員会総会の議案第57号で決定した「農用地利用集積計画」で、平成29年11月1日に公告された、土地所有者から一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団へ利用権の設定を受けた農用地、豊浜町大字大浜字南立花〇〇〇〇番の一部、地目畑、面積899㎡の内599㎡について、広島ゆたか農業協同組合から借り受け希望があり、利用権の設定を受けて農地を借りる方となっています。

3ページは、設定する利用権について、貸す方と借りる方との間で交わされる、具体的な契約内容や取り決め事項が記載されています。

なお、この「農用地利用配分計画」については、本日の農業委員会総会において出された意見を農地中間管理機構へ報告することになっています。

制度及び今回の案件の説明は以上です。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

今井委員：9番今井です。現地写真はないのですか。

事務局：10月の利用権設定の審議の際にも写真は出していないが、農業委員と現地確認はしている。

倉本委員：4番倉本です。農地の賃料の年額が、1反当たり1,000円というのは、機構と借里人との話し合いの結果なのか、それとも標準額とか、地域の平均額に基づくものなのか。

事務局：双方協議して決めるものですが、今回は固定資産税相当額が賃借料になっている。

議長：そのほか、なにかありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおり承認と決定します。

(農地中間管理機構及び呉市農林水産課職員退席)

議長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局：議案書の12ページから16ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、12ページ、農地法第4条の規定による届出が1件、13ページから16ページ、農地法第5条の規定による届出が8件、計9件ありましたので、報告します。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：「平成29年度広島県農業再興シンポジウム～これからの集落営農と担い手等の連携～」についてですが、平成30年1月11日、広島県民文化センターで開催されます。これへの参加については、事務局で取りまとめを行いますので、参加される方は12月7日までに連絡してください。

議 長：今までを通じて、何かご意見、ご質問はありませんか。

灰 原 委 員：13番灰原です。現地調査の際の離島への定期船の船賃や、旅客のない場合の船の確保については、現在自己負担となっている。現地調査が必要な離島は地域的に限られている。旅費などの必要経費について配慮はできないか。

事 務 局：農業委員については委員報酬に旅費等の経費を含むものと考えていたが、今後、財政課、人事課と協議していくので時間をいただきたい。ただ、30年度予算については、すでに予算要望が終わっており、来年度からというのは難しい。

議 長：そのほか、なにかありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、第13回総会は、平成29年12月26日 火曜日 午後3時 から  
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

なお、総会終了後に同場所で、農地利用最適化推進委員との合同会議を行う予定としています。

事 務 局：農地利用最適化推進委員との合同会議については、「農地等の利用の最適化推進に関する指針」について協議していただくこととしています。この指針については、農地利用最適化推進委員の意見を聴いて農業委員が定めるものとなっています。

議 長：以上で平成29年第12回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後3時)